

2014年度 事業計画

公益社団法人埼玉県社会福祉士会

部	委員会名及び事業内容
	総務部重点課題:公益社団法人の円滑な活動を支えるための基盤強化を目指す。 <p>①総務委員会 [総務会]会全体の運営に関する総務事項(事務局運営・各委員会に属さない事項の協議、自治体からの各委員などの推薦など)の協議。随時開催。 [総会]法人の最高意思決定機関。事業実績・決算報告など審議・決定。6月に開催予定。 [理事会]事業計画・予算、執行など重要事項の協議、意思決定を行う。5月、10月、3月開催予定。 [運営委員会]会長、副会長、内部理事・監事、連合体理事、各委員会の委員長が参加。 各委員会運営を中心とした事業の具体的な意思決定を行う。奇数月の第3土曜日9時30分から開催。 [部長会]会長、副会長、事務局長、総務部、研修部、調査研究部、事業部、権利擁護センター、住宅ソーシャルワーク部の長の参加により各委員会の進捗状況などの確認、重要事項、運営委員会の協議事項の協議と方向付けを行う。毎月第3水曜日に18時30分から開催。 ○一般管理;会全体の運営に関する総務事項及び経理事務の実務上の処理、連合体と埼玉県などの関係機関との調整。 ○行政委員会等参画;埼玉県や埼玉県社会福祉協議会、各自治体、福祉関係団体等からの要請を受け専門職能団体として委員を推薦する。 ○提言・要望活動など;県民の福祉向上を図るために福祉関係団体と連携しながらソーシャルアクションを行う。</p>
総務	②地域ブロック委員会 社会福祉士の実践発表をはじめ、広く社会福祉従事者の研修会、県民(市民)を対象とした公開研修会の開催などを行う。なお、北部ブロック交流会、せいぶSWネットを中心に活動を行うとともに随時、相互に協議を行う。 (1)ブロック会議(4月) (2)北部ブロック連絡会(奇数月第3土曜日15:00~) (3)せいぶSWネット:事例検討会(6月、2月)・テーマをもとにワーキングショップ。(11月)
	③広報委員会 広報誌の企画・取材・編集を行い、4月、7月、10月、1月中旬の年4回発行する。県民向け広報誌も年1回発行し、広く活動を県民に普及する。
	④倫理委員会 会員に対する苦情などの申し立てが本会に寄せられた時に、事案の調査、審査を行う。 内部委員3名と外部委員(弁護士、学識経験者)2名で構成する。定期委員会は事案の有無に拘らず年1回開催する。
	⑤選挙管理委員会 役員(理事、監事)改選時の立候補受付公示、候補者の名簿作成、総会での議案の提示を行う。
	⑥組織委員会 組織・規定の整備を担当する。 会員拡大をめざした入会勧誘活動等を行う。(国家試験時に会のパンフレットの配布)
	⑦被災者支援委員会 東日本大震災で被災し、埼玉県内に避難してきている方々への支援を行う。個々の状況に応じ、相談、援助をし、住宅の確保や地域の資源につなげる。 (1)加須・騎西地区被災者の住まい巡回。(3人1組2グループ)(毎月第2土日) (2)双葉町役場と心のケアセンター、双葉社協、委員会で協議。(毎月第3木) (3)相談に応じて埼玉県内に住む被災者へ訪問し相談援助等支援。(随時) (4)埼玉弁護士会主催災害対策会議出席。

部	委員会名及び事業内容
	研修部重点課題:社会福祉士として基礎から実践まで広く学ぶための研修プログラムを企画運営する。
	①生涯研修委員会 (1)基礎研修 社会福祉士の専門性の基礎を身につけるための基礎課程の研修会を開催。 基礎研修Ⅰ:集合研修2回実施。(6/28、10/25) 基礎研修Ⅱ:集合研修9回実施。(7/26、8/23、9/13、10/25、11/29、12/20、1/10、2/14、3/7) 基礎研修Ⅲ:集合研修10回実施。(6/7、6/28、7/26、8/23、9/13、11/29、12/20、1/10、2/14、3/7) (2)青年部研修 基礎研修Ⅰ受講者及びユース継続受講者を対象とした研修会を2回開催。(7月、8月)(各30名) 自主研修の実施。(10月、11月)
	②公開研修委員会 一般県民の方にも広く呼びかけた公開研修の企画・運営・開催。 社会福祉の今日的問題等について広く理解を深めるため、タイムリーなテーマを取り上げ、講演会等を開催する。
	③成年後見研修制度委員会 (1)活用講座 目的:福祉、保健、医療機関等の相談支援担当者を対象に、成年後見制度の概要の理解を図り、申立てに必要な手続きの模擬体験を通して、実際の日常業務に役立てる講座を開催する。 募集対象:福祉、保健、医療機関等の相談支援担当者 60名定員 内 容:(公社)日本社会福祉士会編集の「支援者のための成年後見活用講座」を使用して、講義と演習を行う。 日 時:8/24(日)・2/18(水)10:00～17:00開催
研 修	(2)成年後見人養成研修 目的:成年後見人等として実務を担う本会会員(成年後見人等受任候補者)の養成を目的とする。 修了者は、原則として権利擁護センター「ばあとなあ」の成年後見人候補者名簿に登録する。 集合研修5日間(9/14、10/19、11/16、12/21、1/18)9:30～17:30 計30時間 事前課題7科目
	(3)基本実務研修 専門職として後見実務を行うにあたっての視点と方法を学び、「社会福祉士の倫理綱領」と「社会福祉士の行動規範」に照らして、後見人として活動する上での自己の倫理観を涵養する。 受任直後の実務研修。(7/20、3/15)9:30～16:30
	④施設実習指導者研修委員会 (1)実習指導者講習会:2014年11月15日(土)16日(日) 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」を受けて社会福祉士養成課程における教育内容の見直しが行われ、実践力の高い社会福祉士を育成する観点から、相談援助実習の充実・強化の一環として実習指導の要件に「実習指導者を養成するための講習会の受講」が定められた。このため、相談援助実習を行う実習指導者の資質向上を目的に、講習会を実施する。50名(会員20名、非会員30名)
	(2)フォローアップ研修:2014年5月10日(土)9:00～18:00 実習指導者講習会の修了者のフォローアップを目的とした研修会を開催する。 実習生に求められている社会福祉士像の獲得や、相談援助実習の組み立て等の問題について、他の指導者の取り組み方を参考に、深く掘り下げて検討する機会を設け、指導者としての自信を深めて気持ちを新たに実習指導に取り組んでもらう。 50名(会員20名、非会員30名)

部	委員会名及び事業内容
研修	<p>⑤学会運営委員会 社会福祉士の実践、活動内容、研究内容を報告することにより、社会福祉支援を充実させ、もって県民福祉の向上に寄与できるよう、年1回の学会を開催する。 総会当日(6月)に開催。(3分科会12人の発表予定) 2015年3月抄録集発行。</p>
	<p>調査研究部重点課題:県民の福祉向上のため福祉関係団体等と連携した社会的活動の推進と地域への発信。実践のための内部研修の充実。</p> <p>①地域包括支援センター委員会 地域包括支援センター社会福祉士の情報交換・交流、知識の共有。研修会の開催。</p> <p>②障害者自立支援委員会 障害者に関する支援について、それぞれの立場に基づいた情報交換とともに、制度について検討し、必要に応じて提言等を行うとともに、相談会等を実施するなど公益の増進に努める。 奇数月の第1日曜日 10:00～12:00 事務所にて開催。(5/4、7/6、9/7、11/2、1/11、3/1)</p> <p>③子ども家庭支援委員会 児童福祉施設・教育現場などの連携・協働に向けた公開研修等を開催する。 研修会を1回実施。(80名) 勉強会の実施。</p> <p>④独立型社会福祉士事務所委員会 地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士事務所の開業者及び開設に関心のある社会福祉士を対象に、スキルアップ研修、事務所の運営業務領域の拡大、協働ネットワークづくりを実施する。 例会 6回実施。(5/16、7/18、9/19、11/21、1/16、3/20:何れも事務所で19:00～) 研修会を1回実施。(9月頃)</p> <p>⑤生活困窮者支援委員会 生活困窮や貧困問題の実情や課題についての理解を深め、課題解決に向けた支援の在り方を研修する。公開研修を1回(9/28)、専門研修を1回(11/29,30)、委員会内の本領域における基礎的理解を固める内部研修を1回(2月)企画、実施する。</p> <p>⑥多文化共生ソーシャルワーク委員会 外国籍住民への支援の在り方を各方面から研究し、議論を深めるための研修会を実施する。 (1) 公開研修を実施。(9月) (2) 公益財団法人埼玉県国際交流協会主催研修会の共催。(3月) (3) 外国籍住民への直接的・間接的な相談支援。</p>
調査研究	<p>事業部重要課題:社会福祉士としての専門性を發揮できる事業の推進と社会福祉相談事業の企画。</p> <p>①総合相談事業委員会 「支援者を応援する総合福祉相談会」を開催する。(9～10月頃 1日) 場 所:県北部地域予定 対 象:相談支援を進めている支援者 相談員:会員 広 報:相談支援を進めている地域の方々に案内をする。各機関にチラシ等を直接配布し、地域の広報やタウン誌等に開催案内を掲載、各相談支援に関わっている協議会等に働きかける。 準備委員会:準備のために委員会を開催する。今後の地域の会活動がさらに発展し、地域会員が積極的に参加できるように配慮する。</p>

部	委員会名及び事業内容
	<p>②自立支援専門員事業委員会</p> <p>埼玉県が指定した県福祉事務所(4カ所)において生活保護受給者の生活環境を整えながら、それぞれの生活支援を行う。毎月定例会議・運営委員会を開催し各専門員の資質向上とスキルアップのため研修及び受託事業の事務連絡や協議を行う。</p> <p>自立支援専門員定例会議(毎月1回 14:00~17:00)</p> <p>埼玉県社会福祉士学会で事業報告を行う。(6月)</p> <p>生活困窮者支援専門研修の実施。(2日間)2月初旬</p>
	<p>③ホームレス自立支援委員会</p> <p>受託予定</p> <p>(1)ホームレス合同巡回</p> <p>国土交通省の巡回に同行(年2回;夏と冬) 2人×6回</p> <p>国土交通省・県土整備事務所からの要請による巡回訪問(随時)</p> <p>(2)個別支援</p> <p>上記のフォロー訪問及び個別支援(受診同行や生活保護申請同行等)</p> <p>(3)心配ごと相談会</p> <p>ネットカフェを利用する方への相談会(生活相談・就労相談)</p> <p>(4)その他</p> <p>県から要請のあった個別支援</p> <p>※登録支援員は基本研修受講を条件とし、参加の意思のある方の登録をしている。</p>
事 業	<p>自主事業</p> <p>ホームレスへの訪問相談を実施し、ホームレスへの訪問相談を実施し、支援を必要とする者が適切な制度利用につながるための援助活動を行う。</p> <p>(1)駅周辺・公園等の巡回</p> <p>深夜の駅周辺及び早朝の公園等の巡回による面接や聞き取り等。</p> <p>(2)実態調査</p> <p>民間の炊き出し等の情報を収集し、会の独自活動の可能性を検討する。</p> <p>(3)支援員研修</p> <p>支援活動の参加希望者を対象とした研修。</p> <p>その他必要な研修の検討。</p> <p>リーダー会議:年6回、支援員会議:年12回開催。</p>
事 業	<p>④専門里親研修委員会</p> <p>受託予定</p> <p>(1)専門里親の更新研修を企画し実施する。年2回開催。</p> <p>研修会を開催(12月)</p> <p>施設見学を実施(1月)</p> <p>(2)里親普及促進事業</p> <p>里親制度の理解を広げて里親委託を支援、推進するため、里親普及促進フォーラムや実務者研修、未委託里親研修を実施するとともに、新たな普及方策を検討する。</p>
事 業	<p>⑤生活相談事業委員会</p> <p>求職活動中の生活・住居について困りごとがある方に、住まいや生活資金の確保に向けたアドバイスや支援を行う。</p> <p>(1)埼玉県生活相談事業の受託実施(月～金曜、祝日除く 10:00~17:00)</p> <p>ハローワーク浦和・就業支援サテライトで実施される求職者支援事業のうち、生活・住宅相談コーナーにて相談援助事業を行う。1日1人勤務。4人の相談員でローテーションする。サテライト内のポスターの掲示、チラシの配布によるコーナーの宣伝周知に取り組む。</p>

部	委員会名及び事業内容
事 業	<p>(2)生活相談員ミーティング(毎月1回) 各種連絡、協議、意思疎通と問題解決に向け話し合う。さいたま市からの生活相談員も参加。</p> <p>(3)県との連絡会議(毎月1回) 県の担当職員と生活相談員が各種連絡、協議、意思疎通と問題解決に向け話し合う。</p> <p>(4)サテライト連絡会議(毎月1回) 県を中心にサテライト各コーナー代表が集まり、前月の実績(数)報告、連絡調整を行う。</p> <p>(5)他機関への訪問(不定期) 他機関で生活相談の内容と類似した相談、関わりのある相談を行っている部署を訪問し、参考にする。</p>
権利擁護センター	<p>権利擁護センター重点課題:後見人受任要請及び高齢者・障害者虐待対応要請に応えられる体制の構築。</p> <p>①成年後見制度委員会 ばあとなあ埼玉 ばあとなあ埼玉は、その目的遂行のためにはばあとなあ連絡会及びばあとなあ運営委員会を開催し、次に掲げる事業を行う。 1、成年後見に関する相談事業 2、成年後見人養成研修 3、候補者名簿登録者からの成年後見人及び成年後見監督人としての紹介 4、前号により受任した成年後見人及び成年後見監督人への支援(業務検査委員会の設置) 5、法人後見事業 6、成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動7、成年後見制度に関するばあとなあ会員間の情報交換、研修 8、その他関連する事業 (1)実務研修:実務上必要な知識を身につけ、成年後見人としての職務遂行に役立て、また資質の向上を図る。年2回開催。(10/11、2/14) (2)事例検討会 年4回実施。 (3)相談支援 成年後見に関する相談事業 毎週土曜日AM10:00～PM1:00 祝日、年末・年始を除く。 計48日 (4)運営委員会 ばあとなあ埼玉の組織、事業に関する検討・管理を行う。 年6回実施。(4/12、6/14、8/9、10/11、12/13、2/14) (5)連絡会 ばあとなあ会員の連絡及び情報交換を行う。 年6回実施。(内2回はブロック別) (6)法人後見 本会が法人として受任する後見活動実務2件を予定。</p> <p>②高齢者・障害者虐待対応専門職チーム委員会 市町村が行う高齢者虐待への取り組みに対し、埼玉弁護士会との連携チームで支援活動を行う。 (1)弁護士会協議会:弁護士会と事業の予定等の協議会を行う。(7月、12月、3月) (2)合同研修会:9月頃 弁護士、社会福祉士の合同研修会を行う。テーマは、社会的なニーズに対応したものを選択。 (3)2014年度高齢者虐待対応現任者標準研修(3日間) (4)高齢者・障害者虐待対応チームのリーフレット増刷 (5)市町村・高齢者虐待対応チーム会議の参加 契約市町村の高齢者虐待対応チーム会議に参加し、事例の検討を行う。 契約市町村(平成25年度実績)桶川市、上尾市、久喜市、加須市、入間市、ふじみ野市、志木市、三郷市、鶴ヶ島市、坂戸市、川越市。 今後も契約市町村を増やすことを目標とする。</p>

部	委員会名及び事業内容
住宅ソーシャルワーク部	<p>住宅ソーシャルワーク部重要課題:複雑困難な事態や緊急の要請にも応えられる、スクラム型支援の構築。</p> <p>①住宅ソーシャルワーカー事業委員会</p> <p>(1)住宅ソーシャルワーカー事業(埼玉県内全域を受託) 住居を失った方や無料低額宿泊所に入所していて、民間アパートや養護老人ホームなどへの入居を希望する方に対し、安定した地域生活が送れるよう住宅の確保や施設入所等の支援を行う。 本会支援員(住宅ソーシャルワーカー)が福祉事務所のケースワーカーに同行して無料低額宿泊所などを訪問し、一般アパート等への転居を希望する入居者に対し、その人の潜在能力が発揮できるように励ましながら、一緒に住まい探しを行ない、安定した地域生活が送れるよう継続的に支援する。 また、住宅ソーシャルワーカー事業の一環として、住宅喪失状態にある要保護者に対し、緊急・即応性に特化した一時宿泊施設(以下「シェルター」という)を川越市内に戸建1軒3人、アパート型2軒、越谷市内にアパート型2軒を設置、提供する。この他に県が指定するホテル型のシェルターも併せて活用していく。いずれも最大利用期間は30日である。この間、本会支援員が生活安定に向けた生活相談支援を行うとともに、入居者の状況に応じて、住居の確保や福祉施設の利用などの支援を行う。</p> <p>(2)生活保護居宅移行・地域生活復帰定着支援事業(さいたま市を受託) さいたま市の生活保護受給者で無料低額宿泊所、無届け施設などの入居者、ドメスティックバイオレンスなどで住まいを失う虞れのある者を対象として、住まいの確保(居宅移行)及び地域での安定した生活のための支援(地域生活支援)を行う。また、居宅移行までの一時宿泊所の運営を行う。一時宿泊施設は、戸建1軒、アパート型2軒、ホテル型2部屋を設置、提供する。</p> <p>(3)生活保護受給者健康増進事業(埼玉県域を受託) 県内(さいたま市を除く)の生活保護受給者のうち、慢性疾患の通院者で、知的障害や精神疾患のため健康管理が難しい者に対し、福祉事務所や医療機関と連携して服薬や生活指導を行い、健康的な生活習慣の獲得を支援し、入院を予防する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な通院に関する相談支援 ・適切な服薬に関する相談支援 ・適度な運動や禁煙などの生活習慣の改善に関する相談支援 ・食生活の改善に関する相談支援 ・後発医薬品の利用促進に関する相談支援 <p>委託期間 平成26年5月1日～27年3月31日 支援対象 360人</p>
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総会、役員会、運営委員会等の開催 2. 役員及び各委員会との連絡調整 3. 日本社会福祉士会及び他県社会福祉士会との連絡調整 4. 各種行政施策等に対する会員の参加についての連絡調整 5. 福祉施設等の求人情報の発信 6. 会員名簿の整理、文書の発送作業 7. 会計経理事務 8. 会費の徴収事務 9. 他団体・機関との連絡調整 10. 各事業受付等、開催支援 11. ホームページの管理 12. 会員及び一般市民からの問い合わせ対応 13. その他会活動に関する庶務